

1 鳥取県公報

平成25年11月25日(月) 号外第123号

每週火·金曜日発行

			目	次	
\Diamond	監査公告	監査結果の公表	(11) • • • • • • • • • • • • • • • • • •		• • • • • • • • • 2

監查委員公告

鳥取県監査委員公告第11号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第199条第4項の規定に基づき、平成24年度決算に係る定期監査を執行した ので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成25年11月25日

鳥取県監査委員 岡 本 康 宏 鳥取県監査委員 伊 木 隆 司 鳥取県監査委員 湯 口 史 夏 鳥取県監査委員 浜 田 妙 子 鳥取県監査委員 安 田 優 子

第1 監査結果報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

監査は、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象とし、これらが適正かつ効率的に行 われているかを主な着眼点として実施した。

(2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を 聴取して行う監査

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(3) 監査対象機関の数

	区	分		監査対象	監査を実施	左の	内 訳
		73		機関の数	した機関の数	実地監査	書面監査
知	事	部	局	139	139	118	21
企	業	È	局	3	3	3	0
病	院	î	局	3	3	3	0
教	育 委	員	会	51	51	26	25
警	察	本	部	10	10	5	5
委	員	会	等	3	3	2	1
県	議会	事 務	局	1	1	1	0
	合	計		(208)	(208)	(161)	(47)
				210	210	158	52

- 注1 機関数は、総合事務所の各局及び国際マンガサミット実施本部並びに農林総合研究所企画総務 部及び各試験場をそれぞれ1機関としている。
 - 2 合計欄の()は前年度の数である。
- (4) 監査実施期間

平成25年3月1日から9月10日まで

(5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員 岡本 康宏 同 伊木 隆司 司 湯口 夏史 同 興治 英夫 (平成25年6月27日まで) 司 前田 八壽彦 同 浜田 妙子 (平成25年6月28日から)

なお、地方自治法第199条の2 (監査執行上の除斥)の規定により、監査委員 興治英夫、前田八壽彦及 び浜田妙子は、県議会事務局について監査を行っていない。

2 監査結果

(1) 概要

全体としてはおおむね適正に処理されていたが、一部の事務処理について不適正な事項があったので、 その度合いが重大なもの又は著しく妥当性を欠くもの等を指摘事項とし、その内容を公表するとともに、 別途文書により該当する部局長及び監査対象機関の長に対し、今後適切な取扱い又は改善を行うよう通知 し、その処理方針について回答を求めた。

なお、指摘事項の内容は、(2)の実施機関別の状況に記載している。

監査処置基準 (抜粋)

	1 法令(条例、規則その他の規程を含む。以下、同じ。)に違反したもの又
松松	は不当なもので、重大なもの
指摘	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの

また、次に掲げる不適正の度合いが比較的軽易なものを注意事項として、該当する部局長及び監査対象 機関の長に対し、別途文書により是正を求め、又は注意を喚起した。

ア 収入事務

調定の漏れ、調定金額の誤り、調定の遅延、多額の未収金その他の収入事務手続の不適正

イ 支出事務

支出金額の誤り、契約伺への債務負担行為の議決書等の写しの未添付その他の支出事務手続の不適正

ウ 契約事務

発注伺の未作成、契約書への条項の記載漏れ、契約書に定める書類の未受理、検査員の任命伺の未作 成その他の契約事務手続の不適正

工 補助金等事務

交付申請書の受理の遅延、実績報告書の受理の遅延、額の確定の遅延その他の補助金等に係る事務手 続の不適正

オ 工事の執行事務

協議権者の承認のない工事内容変更指示その他の工事の執行に係る事務手続の不適正

カ 財産管理事務

タクシーチケット利用承認(報告)簿の確認の不備、行政財産使用許可簿の未整備その他の財産管理 事務手続の不適正

キ その他の事務

減価償却費の科目誤りその他の事務手続の不適正

(2) 実施機関別の状況

ア 未来づくり推進局

実	施	栈	幾	関	実	施	日	実	施方	法
未	来	戦	略	課	平成:	25年8月	29日	実	地監	査

広		幸	段		課	平成25年8月22日	"
県		E	足		課	平成25年8月27日	書面監査
鳥	取	力	創	造	課	平成25年8月28日	実 地 監 査

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易 な注意すべき事項があった。

イ 危機管理局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実施 方法
危機管理政策課	平成25年9月5日	実 地 監 査
危機対策·情報課	平成25年8月8日	II
消防防災課	JI	"
消防防災航空センター	平成25年5月9日	11
16 67 67 97 97 11 22 0 7	1 100 TO 11 3 H	,,

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易 な注意すべき事項があった。

ウ総務部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機	関	実 施 日	実 施 方 法
総務	課	平成25年9月10日	実 地 監 査
財 政	課	平成25年9月9日	"
政 策 法 務	課	平成25年8月8日	"
税務	課	平成25年8月7日	11
営繕	課	平成25年8月22日	"
東 京 本	部	平成25年4月11日	"
関 西 本	部	"	"
名 古 屋 代 表	部	平成25年8月30日	書面監査
人 事 企 画	課	平成25年9月4日	実 地 監 査
業務効率推進	課	平成25年8月28日	II.
財源確保推進	課	"	11
職員人材開発センタ	<i>7</i> —	平成25年9月10日	書面監査
福 利 厚 生	課	平成25年9月4日	実 地 監 査
人権・同和対策	課	平成25年8月9日	II .
公 文 書	館	平成25年4月24日	II

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事 項があった。

[指摘事項]

○ 鳥取県専修学校等奨学資金貸付金について、依然として多額の未収金があった。 (人権・同和対 策課)

工 企画部

実 施 機 関 実 施 日 実施方法

企 画 課	平成25年9月9日	実 地 監 査
教育・学術振興課	平成25年8月23日	II .
統計課	平成25年8月27日	書面監査
男女共同参画推進課	平成25年8月9日	実 地 監 査
情 報 政 策 課	平成25年8月7日	II.
自 治 振 興 課	平成25年9月5日	"
とっとり暮らし支援課	平成25年8月20日	"
交 通 政 策 課	平成25年8月23日	"
男女共同参画センター	平成25年8月27日	書面監査

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易 な注意すべき事項があった。

才 文化観光局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実	施		機	関	実 施 日	実施 方法
文	化	政	策	課	平成25年9月10日	実 地 監 査
交	流	推	進	課	平成25年8月23日	JJ
観	光	政	策	課	平成25年8月22日	"
玉	際観	光	推進	課	"	"
ま	んが	王.	国官	房	II .	II .

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易 な注意すべき事項があった。

カ 福祉保健部

実 施 機 関	実 施 日	実施 方法
福 祉 保 健 課	平成25年9月9日	実 地 監 査
障がい福祉課	平成25年8月20日	"
長 寿 社 会 課	平成25年9月5日	IJ.
子 育 て 応 援 課	平成25年8月29日	II .
青 少 年 · 家 庭 課	II.	IJ.
子ども発達支援課	平成25年8月28日	IJ.
健 康 政 策 課	平成25年8月20日	IJ.
医療 政 策 課	平成25年8月23日	"
医療指導課	"	"
保育専門学院	平成25年4月23日	"
福祉相談センター	平成25年5月9日	IJ.
倉 吉 児 童 相 談 所	平成25年4月23日	"
米 子 児 童 相 談 所	平成25年4月17日	"
喜 多 原 学 園	平成25年7月26日	書面監査
皆 成 学 園	平成25年4月23日	実 地 監 査
総合療育センター	平成25年4月18日	II .
鳥 取 療 育 園	平成25年4月24日	II.
中 部 療 育 園	平成25年7月26日	書面監査

精神保健福祉センター	"	JJ
鳥取看護専門学校	平成25年5月15日	実 地 監 査
倉吉総合看護専門学校	平成25年7月26日	書面監査

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事 項があった。

[指摘事項]

- 看護職員及び理学療法士等修学資金貸付金について、貸付けを終了した者の就業状況を把握せず、 返還請求及び履行猶予のいずれも行っていない不適正な執行が相当数見受けられた。また、退学者 に係る返還金の調定を行っていないものがあった。(医療政策課)
- 心身障がい者扶養共済事業収入(加入者掛金)について、依然として多額の未収金があった。(障 がい福祉課)
- 行政財産使用料(土地及び建物)について、調定が遅延していた。(長寿社会課)
- 雑入(児童扶養手当返納金)について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然と して多額の未収金があった。(青少年・家庭課)
- 雑入(看護職員等修学資金貸付金返還金及び理学療法士等修学資金貸付金返還金)について、未 収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。(医療政策課)
- 病院内保育所施設運営費補助金について、交付申請書の提出期限の通知が遅延していた。 (医療 政策課)
- 雑入 (寮光熱水費) について、調定金額に誤りがあった。 (保育専門学院)
- 児童福祉手数料に係る証紙収入について、入学許可願等に貼付された収入証紙に消印していない ものが相当数あった。(保育専門学院)
- 郵券について、郵券印紙受払簿の残高と現物の残高が合致していなかった。 (保育専門学院)
- 複写機及び冷蔵庫、電子レンジ設置に係る行政財産の目的外使用許可について、許可手続が遅延 していた。(保育専門学院)
- 児童福祉費負担金について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があった。(倉 吉児童相談所)
- 児童福祉費負担金について、前年度に比べ未収金の額は減少しているものの、依然として多額の 未収金があった。 (米子児童相談所)
- 物品(DVD「人工呼吸ケア第3巻」外8件)について、庶務集中局が取得の手続をすべきとこ ろを出納機関で分割して取得の手続をしていた。 (鳥取看護専門学校)

キ 生活環境部

実 施 機 関	実 施 日	実施 方法
環境立県推進課	平成25年9月10日	実 地 監 査
水・大気環境課	平成25年9月5日	"
衛生環境研究所	平成25年9月9日	書面監査
循環型社会推進課	平成25年8月28日	実 地 監 査
景観まちづくり課	平成25年8月29日	"
公 園 自 然 課	平成25年8月20日	"
砂丘事務所	平成25年8月30日	書面監査
くらしの安心推進課	平成25年8月28日	実 地 監 査
消費生活センター	平成25年6月11日	"
住 宅 政 策 課	平成25年9月4日	"
食肉衛生検査所	平成25年6月11日	IJ

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事

〔指摘事項〕

○ 雑入(県営住宅明渡し訴訟に係る損害賠償金)について、未収金の額は増加しており、依然とし て多額の未収金があった。(住宅政策課)

ク 商工労働部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実施 方法
商工政策室	平成25年9月9日	実 地 監 査
経済 通商総室	平成25年8月28日	IJ
雇用人材総室	平成25年9月5日	IJ.
産業振興総室	II .	II.
市場開拓課	平成25年8月22日	JJ
食のみやこ推進課	II .	II.
倉 吉 高 等 技 術 専 門 校	平成25年8月15日	書面監査
米子高等技術専門校	平成25年4月16日	実 地 監 査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易 な注意すべき事項があった。

ケ農林水産部

実施 機関 実施 日実施方法 農 政 課 平成25年9月10日 実地監査 農業大学校 平成25年5月22日 " 経営支援課 平成25年8月8日 " 生産振興課 " " 畜産課 平成25年9月4日 "	-
農業大学校 平成25年5月22日 経営支援課 平成25年8月8日 生産振興課 " 当 工厂 中 工厂 中 工厂 中 工厂 中 工厂 中 工厂 中 工厂 日 工厂	查
経 営 支 援 課 平成25年8月8日 " 生 産 振 興 課 " " 畜 産 課 平成25年9月4日 "	
生 産 振 興 課 " 畜 産 課 平成25年9月4日 "	
畜 産 課 平成25年9月4日 "	
農 地 · 水 保 全 課 平成25年9月5日 "	
森 林 · 林 業 総 室 平成25年8月28日 "	
全国植樹祭課 平成25年9月5日 "	
農林総合研究所	
企 画 総 務 部 平成24年4月23日 実 地 監 3	查
農業試験場 平成25年8月21日 書面監査	查
園芸試験場 平成25年4月23日 実地監査	查
畜 産 試 験 場 平成25年4月17日 "	
中小家畜試験場 平成25年8月21日 書 面 監 3	査
林 業 試 験 場 平成25年8月23日 "	
水産課・とっとり賀 平成25年9月4日 実地監 3	<u></u>
露かにつこ館 平成25年9月4日 美地監査	Ħ.
鳥取家畜保健衛生所 平成25年4月24日 "	
倉吉家畜保健衛生所 平成25年8月23日 書面監査	査
西部家畜保健衛生所 """	
境港水産事務所 平成25年4月18日 実地監査	査

水 産 試 験 場	平成25年4月17日	II
栽培漁業センター	平成25年8月23日	書面監査

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事 項があった。

〔指摘事項〕

- 農業改良資金貸付金について、前年度より未収金額は減少しているものの、依然として多額の未 収金があった。(経営支援課)
- 行政財産使用料(地域物産販売所敷地外5件)について、調定が遅延していた。(生産振興課)
- 林業等改善資金貸付金について、依然として多額の未収金があった。(森林・林業総室)
- 漁業就業チャレンジ体験トライアル事業費補助金について、実績報告書の受理が遅延しているも のがあった。(水産課)
- 漁業就業チャレンジ体験トライアル事業費補助金について、変更承認手続が遅延しているものが あった。(水産課)
- 魚市場使用料について、依然として多額の未収金があった。(境港水産事務所)

コ 県土整備部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実	施		機	関	実 施 日 実施方法
県	土	総	務	課	平成25年9月10日 実地監査
技	術	企	画	課	平成25年9月4日 "
道	路	企	画	課	平成25年8月29日 "
道	路	建	設	課	ıı ıı
河		Ш		課	平成25年8月8日 "
治	Щ	砂	防	課	平成25年8月9日 "
空	港	港	湾	課	II II
鳥耳	反空港	ŧ管∃	里事系	务所	平成25年5月9日 "
鳥	取 港	湾	事 務	所	平成25年7月17日 "

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事 項があった。

[指摘事項]

- 雑入(河川法第67条による原因者負担金)について、依然として多額の未収金があった。(河川
- 港湾施設使用料について、依然として多額の未収金があった。(鳥取港湾事務所)
- 財産貸付収入について、依然として多額の未収金があった。(鳥取港湾事務所)

サ 行政監察監

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実施 方法
行 政 監 察 課	平成25年8月8日	実 地 監 査
公益法人・団体指導課	平成25年8月9日	"
工 事 検 査 課	JJ	"

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正であると認められた。

シ 総合事務所

実 施 機 関	実 施 日	実施方法
東部総合事務所		
県 民 局	平成25年7月24日	実 地 監 査
県 税 局	"	"
福 祉 保 健 局	II.	"
生活環境局	JJ	II.
農林局	平成25年7月29日	"
県 土 整 備 局	11	11
八頭総合事務所		
県 民 局	平成25年5月14日	実 地 監 査
農林局	11	11
県 土 整 備 局	II	IJ
中部総合事務所		
県 民 局	平成25年7月17日	実 地 監 査
県 税 局	IJ	IJ
福 祉 保 健 局	IJ	IJ
生活環境局	IJ	IJ
農林局	平成25年7月19日	IJ
県 土 整 備 局	IJ	IJ
西部総合事務所		
県 民 局	平成25年7月24日	実 地 監 査
国際マンガサミッ ト 実 施 本 部	平成25年3月1日	書面監査
県 税 局	平成25年8月30日	"
福祉保健局	平成25年7月24日	実 地 監 査
生活環境局	IJ	IJ
農林局	平成25年7月25日	IJ
県 土 整 備 局	IJ	IJ
日 野 総 合 事 務 所		
県 民 局	平成25年6月5日	実 地 監 査
福 祉 保 健 局	II	11
農林局	平成25年6月6日	11
県 土 整 備 局	JJ	"

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事 項があった。

〔指摘事項〕

- 福祉保健局庁舎清掃作業に係る委託契約について、債務負担行為を設定していたにもかかわらず、 支出負担行為の事務手続の遅延により単年度契約を締結していた。 (西部総合事務所福祉保健局)
- 国道482号橋梁補修工事(安部橋)(交付金橋梁補修)外1件について、工事の施工に法令上必要 な河川管理者等の許可を受けていなかった。 (八頭総合事務所県土整備局)
- 県道東郷羽合線(浅津橋)耐震補強工事(P2工区)外1件について、工事の施工に法令上必要 な河川管理者の許可を受けていなかった。 (中部総合事務所県土整備局)
- 国道183号河上工区道路改良工事(右岸護岸)(交付金改良)外5件について、工事の施工に法令

上必要な河川管理者等の許可を受けていなかった。 (日野総合事務所県土整備局)

- 雑入(不法占用料相当額等)について、依然として多額の未収金があった。(東部総合事務所県
- 協働型ボランティア促進事業交付金について、交付申請書の受理が遅延していた。 (東部総合事 務所県土整備局)
- 勝見B地区急傾斜地崩壊対策工事について、履行遅滞に係る契約違反に伴う不正行為等の報告及 び損害金の支払いの請求手続をしていなかった。(東部総合事務所県土整備局)
- 土木使用料(道路占用料)について、納入通知書の送付が遅延していた。(八頭総合事務所県土
- 雑入(保護費返還金徴収金)について、依然として多額の未収金があった。(中部総合事務所福 祉保健局)
- 国道313号(和田橋)橋梁補修工事(交付金橋梁補修)について、変更契約の締結が遅延していた。 (中部総合事務所県土整備局)
- 庁内LANパソコンの損傷事故について、事故報告が遅延していた。(中部総合事務所県土整備
- 雑入(鳥取県立大山駐車場の指定管理に係る納入金)について、調定が遅延していた。(西部総 合事務所県民局)
- 雑入(母子・寡婦福祉資金貸付金の違約金)について、前年度に比べ未収金の額は減少している ものの依然として多額の未収金があった。 (西部総合事務所福祉保健局)
- 雑入(保護費返還金徴収金)について、依然として多額の未収金があった。(西部総合事務所福 祉保健局)
- 国営大山山麓土地改良事業に係る農地費負担金について、依然として多額の未収金があった。(西 部総合事務所農林局)
- 国営大山山麓土地改良事業に係る農地費負担金の延滞金について、依然として多額の未収金があ った。(西部総合事務所農林局)
- 土木使用料(砂防設備等占用料及び河川等占用料)について、調定が遅延しているものがあった。 (西部総合事務所県十整備局)
- 土木使用料(道路占用料)及び行政財産使用料(電柱敷地等)について、調定が遅延しているも のがあった。(日野総合事務所県土整備局)

ス 会計管理者

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実	施	機	関	実 施	日	実施 方法
会	計	+	局	平成25年9月4	日	実 地 監 査
庶	務 第	亳 中	局	"		JJ

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易 な注意すべき事項があった。

セ 企業局

	実	施		機	関	実	施	日	実	施方法	
Ī	企		業		局	平成2	25年7月	8日	実	地監査	Ī
						及び	9 目				
Ī	東	部	事	務	所	平成2	25年7月	9 日		IJ	Ī
Ī	西	部	事	務	所	平成2	25年7月	8日		"	1

及び9日

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事 項があった。

[指摘事項]

○ 水力発電費の修繕費について、予算を超えて執行していた。(企業局)

ソ 病院局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実	施	機	関	実 施 日	実施 方法
病	ß	完	局	平成25年7月9日	実 地 監 査
中	央	病	院	IJ.	"
厚	生	病	院	平成25年7月8日	"

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事 項があった。

〔指摘事項〕

○ 固定資産について、減価償却額に誤りがあった。(中央病院)

タ 教育委員会

血且 ⁰ 大心(成因、大心 人() 大心	7714	
実 施 機 関	実 施 日	実施 方法
教 育 総 務 課	平成25年9月10日	実 地 監 査
教 育 環 境 課	平成25年8月9日	"
小 中 学 校 課	平成25年8月22日	"
特別支援教育課	平成25年8月7日	"
教育センター	平成25年5月15日	"
高 等 学 校 課	平成25年8月7日	"
家庭・地域教育課	平成25年8月29日	"
図 書 館	平成25年5月22日	"
人 権 教 育 課	平成25年8月9日	"
文 化 財 課	平成25年8月8日	"
博 物 館	平成25年7月17日	"
スポーツ健康教育課	平成25年8月29日	JJ
東 部 教 育 局	平成25年8月26日	書面監査
中 部 教 育 局	平成25年4月23日	実 地 監 査
西 部 教 育 局	平成25年8月26日	書面監査
船上山少年自然の家	平成25年5月22日	実 地 監 査
大山青年の家	平成25年8月26日	書面監査
埋蔵文化財センター	平成25年4月24日	実 地 監 査
むきばんだ史跡公園	平成25年8月26日	書面監査
鳥取東高等学校	IJ	"
鳥取西高等学校	IJ	JJ
鳥取商業高等学校	平成25年5月9日	実 地 監 査
鳥取工業高等学校	平成25年8月26日	書面監査
鳥取湖陵高等学校	平成25年5月15日	実 地 監 査

鳥取緑風高等学校	平成25年8月26日	書 面 監 査
青谷高等学校	11	"
岩 美 高 等 学 校	平成25年8月21日	II.
八 頭 高 等 学 校	平成25年8月21日	II.
智頭農林高等学校	平成25年4月24日	実地監査
倉 吉 東 高 等 学 校	平成25年8月21日	書面監査
倉 吉 西 高 等 学 校	11	"
倉 吉 農 業 高 等 学 校	"	"
	平成25年4月23日	実地監査
鳥取中央育英高等学校	平成25年8月21日	書面監査
米 子 東 高 等 学 校	"	"
米 子 西 高 等 学 校	"	"
米 子 高 等 学 校	平成25年4月16日	実 地 監 査
米 子 南 高 等 学 校	II.	IJ.
米子工業高等学校	平成25年8月21日	書面監査
米子白鳳高等学校	平成25年9月2日	II.
境高等学校	11	IJ
境港総合技術高等学校	平成25年4月18日	実 地 監 査
日 野 高 等 学 校	平成25年6月5日	"
鳥 取 盲 学 校	平成25年9月2日	書 面 監 査
鳥 取 聾 学 校	"	"
鳥 取 養 護 学 校	"	"
白 兎 養 護 学 校	平成25年4月24日	実 地 監 査
倉 吉 養 護 学 校	平成25年9月2日	書面監査
皆 生 養 護 学 校	"	"
米 子 養 護 学 校	平成25年4月17日	実 地 監 査
琴の浦高等特別支援学校	"	"

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事 項があった。

[指摘事項]

- 雑入(過年度給与の返納に伴う共済組合事業主負担金返納)について、調定を行っていなかった。 (教育総務課)
- 生産品処理簿について、生産数量等を生産時に計上すべきところを、売払時に数か月分まとめて 報告していた。 (鳥取湖陵高等学校)
- 入館券の受払簿について、受払の状況を記載しておらず、保管在庫と帳簿に記載された残数が大 幅に相違していた。(博物館)
- 鳥取県育英奨学資金貸付金について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があ った。(人権教育課)
- 空調自動制御機器保守委託契約について、契約書に定める点検報告書の受理が遅延していた。(博 物館)
- 電気料金について、支払の遅延により延滞金を支出していた。(船上山少年自然の家)
- 駐車場使用に係る行政財産の目的外使用許可について、職員から行政財産(職員等駐車場)使用

許可申請書の提出を受けたものの許可が遅延していた。(米子養護学校)

チ 警察本部

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実	施	機	関	実 施 日	実施 方法	
警	警察本部		部	平成25年9月10日	実 地 監 査	
鳥	取	警 察	署	平成25年4月24日	IJ.	
郡	家	警 察	署	平成25年7月17日	"	
智	頭	警 察	署	平成25年8月21日	書面監査	
浜	村	警 察	署	"	"	
倉	吉	警 察	署	II.	"	
八	橋	警 察	署	平成25年4月17日	実 地 監 査	
米	子	警 察	署	平成25年8月21日	書面監査	
境	港	警 察	署	平成25年6月11日	実 地 監 査	
黒	坂	警察	署	平成25年8月21日	書面監査	

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事 項があった。

[指摘事項]

- 安全運転管理者及び副安全運転管理者講習業務委託契約について、債務負担行為設定年度経過後 に複数年契約を締結していた。(警察本部)
- 過料等(放置違反金等)について、未収金の額は増加しており、依然として多額の未収金があっ た。(警察本部)
- 雑入(退職手当返納金)について、多額の未収金があった。(警察本部)

ツ 委員会等

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実 施 機 関	実 施 日	実施 方法
監 査 委 員 事 務 局	平成25年8月29日	実 地 監 査
人事委員会事務局	平成25年9月4日	JJ
労働委員会事務局	平成25年8月30日	書面監査

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易 な注意すべき事項があった。

テ 県議会事務局

(ア) 監査の実施機関、実施日及び実施方法

実	施	機	関	実	施	目	実	施方法	
県	議会	事 務	局	平成2	5年8月	29日	実	地監査	

(イ) 監査結果

財務に関する事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易 な注意すべき事項があった。

第2 監査意見

1 総務部

税外未収金回収への対応について(財源確保推進課)

平成25年1月に、全庁的な債権回収の取組方法等をまとめた「債権管理マニュアル」が作成され、また、 同年4月には鳥取県債権回収計画等に関する条例も施行され、債権回収に向け、全庁的に取組を進めている ところである。

しかしながら、債権回収の実態は部局により様々であり、取組の進捗が遅れている機関も相当数生じてい る。

例えば、

- ① 米子児童相談所では、従来からの要領で債権分類することとされていたが、滞納者の整理・分類が十分 にできていない。
- ② 鳥取港湾事務所では、滞納者の倒産等による回収困難案件であるが、滞納者との接触が不十分であり、 滞納者の現状を十分把握できていない。
- ③ 住宅政策課では、滞納者に対する早期対応が不十分で、平成24年度は新規調定分が全く徴収できていな

などの事例が見受けられた。

未収金は、長期化すると回収が困難になる傾向が顕著で、早期の対応を適切に行うことが特に重要である。 こうした十分な取組が行われていない事例や、特別な事情により回収が進まない事例については、債権管理 業務全体の調整機能として財源確保推進課が現状の把握や指導などの取組を行っていくことが必要であると 思われる。

ついては、各部局において適切な債権回収が図られるよう、積極的に指導を行われたい。また、回収努力 を適切に行ってもなお回収困難な債権については、回収継続の合理性を総合的に判断し、徴収停止の措置や 議会の議決を経ての債権放棄も視野に入れながら、効率的かつ的確な債権回収に努められたい。

2 総務部及び企画部共通

中山間地域振興に係る支援制度の対象について(財政課及びとっとり暮らし支援課)

中山間地域の振興を図ることを目的として、生活応援・地域活性化等の取組を支援する制度が設けられて いる。

支援制度は市町のほか、企業、農商工団体、広域的運営組織、NPO、集落等の取組を支援するものであ るが、現状では、地域活性化等の取組を行おうとする団体等があっても、市町の補助を条件としている場合 には、市町が取り組まなければその団体は支援を受けることができない。

補助事業のメニューが多様化する中、取り組みたい団体のニーズに合わせてタイムリーに支援するために は、市町の補助を条件とするスキームがなじまない場合も生じるものと考える。

ついては、やる気のある団体等を支援し、中山間地域における地域活性化を図るためにも、中山間地域に 係る支援制度の対象に、市町のほか、直接事業を実施する団体等も含めることができるよう、実態を踏まえ 柔軟に対応されたい。

3 企画部

選挙における投票の機会の確保について(自治振興課)

選挙の投票率は、年々下降傾向であるが、その要因として、政治に対する無関心層の増大だけでなく、中 山間地をはじめとする投票所の削減等による有権者の利便性の低下が影響しているものと考えられる。

中山間地を抱える自治体では、遠くの投票所へ行くことが困難な高齢者等のため投票所へのバス輸送など 取り組まれているが、利用者数が少ない事例や、バス輸送等の取組が行われていない地域もある。

また、今年6月に公職選挙法が改正され、不在者投票管理者に対し、投票を公正に実施する方策を確保す ることが新たに努力義務規定として設けられたところである。

ついては、中山間地における投票権の行使の確保を図るため、市町村においては、投票所への交通手段の 確保及びその利便性の向上に努めるとともに、不在者投票において、外部の立会人の派遣や選挙管理委員会 等の巡視により投票の公正さを確保した上で施設内での投票機会が確保されるよう、不在者投票を行う施設 への制度の周知や市町村選挙管理委員会への助言に努められたい。

4 文化観光局及び教育委員会共通

鳥取県の文化財の活用について(文化政策課及び文化財課)

文化財は先人が生み出した貴重な財産であり、鳥取県内にも史跡、建造物など様々な文化財が保存されて いる。現在、鳥取県の文化財についてはパンフレットやホームページで情報発信されているほか、文化財の 実物に触れたり、文化財を分かりやすく紹介する機会として、出前講座等が実施されているところである。 文化財は保存するだけでなく、本県の貴重な財産として県内外に広く長く親しんでもらうことが望まれる。 文化財の周知や情報発信については、教育的視点のみならず、地域振興、文化及び観光振興など様々な分野 での可能性を視野に総合的にプロデュースしていくことが必要であるが、そのためには、文化政策の一環と して知事部局が主体的に関わって、戦略的な事業展開を行った方が効果的と思われる。

ついては、本県が誇る文化財をより多くの方々に知ってもらうため、文化政策の一環として、知事部局は 教育委員会と連携して文化財に関する情報を収集するとともに、県内外に効果的に情報発信する方策を検討 されたい。

5 福祉保健部

(1) 鳥取療育園の整備充実について (子ども発達支援課)

近年、周産期医療の向上や発達障がいの診断技術の進展により、医療的ケアの必要な障がい児が増加し てきており、療育支援体制の充実強化が求められている。

鳥取療育園では、児童発達支援センターとして障がい児等の通所による日常生活における基本的動作の 指導、独立自活に必要な知識技術の付与、集団生活への適応のための訓練・治療を行っているが、施設内 は手狭で十分な広さが確保されておらず、機能訓練(外来分室)に別棟(プレハブの会議棟を改造)を使 うなどして急場をしのいでいる状況である。

また、療育に係る医師や専門スタッフの確保は十分でなく、相談や診察については、数か月の予約待ち の状態であり、受診体制の整備が必要となっている。さらに、地域での小児科医等による支援体制もまだ 十分とは言えない状況のため、早期の相談や診察を希望する保護者のニーズに十分に応えているとは言い 難い。

ついては、中央病院の改築に合わせて、鳥取療育園の抜本的な施設見直しと人員体制の充実を検討する とともに、地域での支援体制を構築するなどして、保護者のニーズに応えるよう早急に取り組まれたい。

(2) がん対策について (健康政策課)

鳥取県は、がん死亡率が全国第46位(平成22年度)となっており、また、県は第二次鳥取県がん対策推 進計画でがん検診受診率の目標を50%と定めているが、市町村が実施するがん検診受診率(平成23年度平 均27%) は目標に及んでいない。

がん治療には、早期発見、早期治療が効果的で、そのためにはがん検診を定期的に受けることが重要で ある。がん検診受診率向上のためには、就業状況や生活環境等の要因の分析を行い効果的な対策を打ち出 すことが必要と考えるが、そのためには就業形態毎の受診率の把握は欠かせない。

しかしながら、がん検診の受診率は、市町村における受診率は把握されているものの、就業形態毎の受 診率の把握は行われていない状況にある。

また、今後さらにがん検診を受診しやすい環境を作るためにも、がん検診推進パートナー企業の認定数 の増加の取組が重要であり、そのためには、目標設定によりその達成に向けた取組を推進していく必要が あるが、東部及び西部おいては目標が設定されているものの、中部及び全県の目標は設定されていない状

ついては、市町村における受診率だけでなく、就業形態別のがん検診受診率の実態を把握し、効果的な 啓発活動を行うとともに、がん検診推進パートナー企業の認定について、東中西部毎の目標を定めてより 積極的な取組を進められたい。

(3) 看護職員等修学資金貸付事業の適正な執行について (医療政策課)

看護職員及び理学療法士等修学資金貸付金は、県内に看護職員、理学療法士等を確保すること等を目的 として修学上必要な資金を貸付けているものである。

貸付けが終了して、資格を取得した後、必要な期間、県内の病院等に勤務した場合には返還の履行の猶 予、免除を行い、業務に従事しない場合や県外で就職した場合等には返還を求めることとなっている。

このため、事業の遂行のためには、貸付終了後の就業状況を把握することが不可欠であるが、この度の 監査において、その把握が十分でないため、返還履行の猶予も返還請求も行っていない事例が過去から相 当数あることが判明した。(今回指摘)

ついては、看護職員及び理学療法士等修学資金貸付金の借受者の貸付終了後の就業状況について早急に 調査を行うとともに、調査の結果に基づき必要な返還請求等の手続を直ちに実施されたい。また、今後同 様の事例が生じることのないよう、貸付業務に係る手続の見直しを検討されたい。

6 福祉保健部及び病院局共通

総合療育センターと県立病院との連携について(子ども発達支援課及び病院局)

現在、総合療育センターは福祉保健部の障がい児施設として運営されているが、医療機関でもある。しか し、県立の2病院との連携については、人事異動も少なく、また、案件毎の個別の相談等は行われているも のの、組織的に情報交換を行う窓口は無い状況である。

総合療育センターと県立病院は、機能は異なるものの、障がい児医療やリハビリ、それぞれの地域での他 の医療機関との連携など、利用者にとって共通する課題や連携した取組が可能となることもあるものと考え られる。

ついては、総合療育センター、中央病院・厚生病院は、障がい児医療の利用者や関係者のニーズを踏まえ た対応及び地域医療や組織運営の向上などを視野に、一層の情報交換を行われたい。

7 生活環境部

(1) 中海の環境改善対策について(水・大気環境課)

中海の環境改善については、平成元年度以降、鳥取・島根両県が共同して湖沼水質保全計画を策定し、 水質改善に向けて下水道の整備等の取組を推進してきた。

また、その後の中海干拓・淡水化の中止や森山堤防開削、大橋川改修事業の実施などの状況変化を受け、 平成22年4月には、これまで関係機関が取り組んでいた中海の水に関する諸問題について、国、県、市町 村の枠を超え、共同して協議検討する場として中海会議が設置され、その取組を推進しているところであ

現在、中海に係る湖沼水質保全計画(第5期)や中海会議での協議に基づき、中海の環境改善に向けた 様々な取組を各関係機関が実施し、その取組の状況や成果について、中海会議などで報告され周知は行わ れているが、その内容がわかりやすく県民に理解されているとはいえない状況である。

平成25年度末を目標年度とした中海に係る湖沼水質保全計画(第5期)には、長期ビジョン(望ましい 湖沼の将来像)を実現するための施策方針及び各種対策、目標値が記載されており、平成26年度からは第 5期の状況を踏まえて、第6期計画の策定が予定されている。

ついては、中海の環境改善に向け、引き続き関係機関と連携して事業を推進するとともに、各取組の概 要や推進状況などについて、広く情報提供を図られたい。

また、第6期計画の策定に当たっては、計画の目標、担当機関、取組内容等の全体像をロードマップ(工 程表)として明示し、関係機関及び地域住民に環境保全についての意識を高めてもらうよう努められたい。

(2) とっとり食の安全認定制度の普及促進について(くらしの安心推進課)

とっとり食の安全認定制度(クリーンパス)は、県内の食品業者が、自主的衛生管理に取り組むことに より食の安全を確保し、県内で製造される食品に対する信頼性の向上を図ることを目的とし、鳥取県版ハ サップとして平成17年度に制度化された。

これまでに制度周知や導入促進の取組を実施しているが、認定実績は16施設と、平成30年度の達成目標 200施設の8パーセントにとどまっている。

このことは、企業にとっての認定メリットが、食品の衛生管理水準を確保していることをPRすること などを通じて企業の信頼度やイメージの向上が図れることであるものの、一般消費者や流通業者等への制 度の周知普及があまり行われていないため、そのメリットを感じにくいものとなっていることなどから、 事業者の認定に係る書類作成や継続的な監視等についての負担感が大きいためと考えられる。

ついては、制度の目的に照らして効果や課題を検証し、事業者がより意欲的に取り組めるよう、有効な 方策を検討し、取り組まれたい。

8 会計管理者

財務会計事務の適正な執行の確保について(会計指導課及び集中業務課)

定期監査における不適正な事務処理に係る処置件数は、近年は減少傾向であったが、平成24年度には528 件と前年度と比較して71件増加し、そのうち指摘事項が、54件と前年度と比較して18件増加していた。

処置内容としては、収入事務の調定を行っていなかったものや支出事務では支払いの遅延による延滞金の 支出、財産事務では行政財産使用許可の遅延など様々な項目にわたっており、その発生要因は上司の進行管 理不足や規則等の認識不足などがあげられる。

ついては、次のことに留意され財務会計事務の適正な執行の確保に努められたい。

ア 財務会計事務に関する研修の充実について

財務会計に関する研修については、歳入、歳出、庶務、公有財産など項目別の研修を行うほか、その 受講対象も新規担当者、出納員、会計員などに区分するなどの工夫を図っているところではある。しか しながら、未だに不適正な事務処理の発生要因として、規則等の認識不足が見受けられるところであり、 研修において十分な理解が図られていないことも考えられる。

ついては、受講者に理解度を計るアンケートを行うなどして、理解が不十分な場合には再受講を促す など研修のより一層の充実を検討されたい。

イ 財務会計処理の的確な指導について

異動等により、新たに会計事務を担当した職員が事務を行っている出納機関において、処置件数が大 きく増加している事例が見受けられ、このうちには、上司の内容確認や指導等が十分ではないことに起 因するものもあった。

ついては、新規採用者や初めて会計事務を担当する職員には、少なくとも会計事務が習熟されるまで、 上司等が十分な指導を行うとともに、事務の進行管理や内容確認等を徹底するよう指導されたい。

ウ 金券類の管理に係る事務の適正化について

金券類(郵券、入館券、タクシーチケット等)の管理に係る事務では、受払簿と現物の不一致や受払 簿の月末の確認のないものなど不適正な事務処理が確認されている。

これら金券類の不適正な管理は、重大な問題を発生させる要因にもなると考えられるので、特に適正 な管理を行う必要がある。

ついては、各機関においてこれら金券類の管理及び活用に係る関係規則等を十分に認識した上で適正 な執行を図るよう指導されたい。

9 教育委員会

(1) 小中学校教職員の心の病への効果的な取組について(教育総務課及び小中学校課)

教職員は近年の社会情勢の変化等により、極めて緊張感の高い状況に置かれている。

このため、県立学校では教職員に対して健康管理主事が健康管理を行い、心の病気を抱える教職員に対 して早期から健康管理主事や主治医等が連携した療養支援を行っている。

しかし、小中学校については県教育委員会の関わりが少ないことから、市町村教育委員会と連携し、小 中学校の教職員の心の病気を早期に発見するとともに、早期にきめ細かな療養支援が行われる体制づくり を検討されたい旨、平成23年度決算に係る定期監査で意見を述べたところである。

県教育委員会では、その後、30日以上の長期病気休業者の把握やカウンセリングの随時実施のための措 置(臨床心理士の配置・・現在不在)などの対応を行っているが、依然として心の病により長期の病気休 暇、休職を余儀なくされる者はかなりの数に上っている。

ついては、小中学校教職員の精神的負担を軽減し、心の病に対する取組の効果を上げるため、以前から 行われている取組のうち、特に以下の点について留意し、より一層効果のある取組を強力に進められたい。

- 保護者からの苦情等に対して、教職員個人で対応するのではなく、学年主任、教頭、校長などが組織 で対応すること。
- 各教育局は、学校を回って校長と面談したり、教職員の勤務状況を把握するとともに、市町村教育委 員会との連携をさらに深めて、より確実な指導助言を行うこと。
- 心の病により休職していた教職員が職場復帰した後に、負担なく通常業務を行えるよう、支援するこ

と。

(2) 高等学校生徒への特別な支援に係る情報提供について(特別支援教育課及び高等学校課)

発達障がいのある児童生徒の適切な支援を図るためには、個別の教育支援計画の作成が重要であり、切 れ目のない一貫した支援のためには学校間で個人の情報を引き継ぐ必要がある。

しかし、平成23年度決算に係る定期監査で、個別の教育支援計画の高等学校への引継状況を十分に把握 していない状況が見受けられた。このため、中学校から高等学校への情報提供が行われていない実態やそ の原因を把握し、円滑な情報提供に向けた仕組みづくりを検討されたい旨、意見を述べたところであるが、 未だその実態や原因の把握は十分になされていない。

ついては、早急にその実態や原因の把握のための調査を実施するとともに、個別の教育支援計画の高等 学校への引継を円滑に行われたい。

(3) 博物館のあり方について(博物館)

博物館が所蔵する貴重な文化資源は、次世代に良好な状態で引き継ぐとともに、資料として価値の高い ものは広く県民へ公開するべきと思われる。

しかし、年々所蔵品が増え、温湿度管理ができる保管場所も飽和状態になっていることから、所蔵品の 適正保管や公開に支障を来たすことが懸念されているところであり、平成23年度決算に係る定期監査で貴 重な所蔵品を県民に公開することを念頭に置き、良好な状態で適正に保管できる所蔵場所の確保等を早急 に検討されたい旨の監査意見を提出したところであるが、博物館協議会で収蔵庫や現施設老朽化への対 応、博物館機能のあり方などについて意見が交わされているものの、未だ方向性は示されていない。

ついては、博物館のあり方について、分館の設置も視野に入れ検討を急ぎ、早急に方針を示されたい。

第3 定期監査の重点事項の調査結果

平成24年度決算に係る定期監査において、①土地改良区に対する県の検査及び②物品購入手続等を重点事項 とし、以下のとおり調査した。

- 1 土地改良区に対する県の検査について
 - (1) 背景と目的

平成23年度から25年度にかけて土地改良区で不適正経理が判明した。このため、土地改良区に対して県 が行う検査の充実に資するために、現在の検査の実施状況を検証した。

- (2) 監査結果及び意見
 - ア 役員に対する指導の徹底について

平成24年度に検査を実施した一部の土地改良区で、監事が監査の際に会計帳簿と預金通帳の照合を行 っていないこと等、監事が監査の役割や責任を認識していない事例があった。

ついては、このような土地改良区に対しては、役員としての役割や責任が認識されるよう徹底した指 導を行われたい。

イ 内部統制の徹底について

会計経理事務について、収入・支出命令が作成されていなかったことや、理事長が、印鑑を会計主任 に預け収入・支出命令に押印させていたこと等の指摘が見受けられ、土地改良区の役員等に内部統制の 重要性が、十分に認識されていない面もあると考えられる。

ついては、役員等の内部統制機能が発揮されるよう指導を徹底されたい。

ウ 土地改良区の検査に必要な情報の一元管理について

土地改良区毎の情報等を一元的に管理しておらず、内部統制に懸念のある団体毎の分類を行っていな かった。

ついては、効率的な検査を実施するためにも、土地改良区の組織、事業内容、改善措置状況等の情報 を整理し、一元的に管理されたい。

エ 指摘事項に対する改善措置の適切かつ迅速な対応について

指摘事項について、その後の検査時にその改善がなされていない場合であっても、同様の指摘を行う に留まっていたが、こうした対応だけでは指摘事項に対する改善がなされないおそれがあり、ひいては 検査の形骸化にもつながりかねない。

ついては、改善がなされていない場合には、理由や状況を確認、分析するとともに、適切かつ迅速に 改善措置が行われるよう指導し、なお改善措置が行われない場合には、措置命令を発動することを検討 されたい。

オ 今後の検査方針について

土地改良区における不適正経理の発覚に伴い、平成24年度からは指導を強化し、25年度にかけて、全 ての土地改良区の会計経理に係る検査をしっ皆調査の方法により実施しているが、今後の検査方針は明 確でない。

ついては、これまでの検査結果を検証した上で、有効かつ効率的な検査を行うよう、今後の検査方針 を明確にされたい。

2 物品の購入手続等について

(1) 背景と目的

平成21年度に実施された会計検査院の指摘等を踏まえ、現在、各機関で行っている物品購入手続等が適 正に行われているか確認、調査することにより、今後の適切な事務処理及び予算の適正かつ効率的な執行 に資する。

(2) 監査結果及び意見

ア 物品の購入に係る適正手続の確保について

平成21年度の会計検査院の指摘にあるような、業者の納品年月日と各機関の検収日及び業者の納入物 品と各機関の受領物品が相違しているものは見受けられなかった。

しかしながら、物品請求書等により所属長の決裁後、物品の納入等を行うべきものを、これらの手続 きを経る前に物品の発注や納品を行っていたり、庶務集中局で取得すべき物品を出納機関で購入する等 の事例が生じていた。

ついては、このような不適正な取扱いが行われないよう、会計管理者が実施する研修等により、十分 に啓発し、認識を促すとともに、会計実地検査においても指導を行い、発生の防止に努められたい。

イ 障害者法定雇用率達成事業者等からの物品等の調達に関する取扱要綱について

障害者法定雇用率達成事業者等からの物品等の調達に関する取扱要綱(以下「要綱」という。)の取 扱い等についての認識や理解不足のため、配慮企業から見積書を徴していない機関が見受けられた。

ついては、要綱が十分に認識され、かつ内容が理解されるよう研修等の機会において徹底されるよう に努められたい。

ウ 備品以外の物品の適正管理について

備品となっていないデジタルカメラやICレコーダー等は、所属機関名を表示するシールを貼る等の 管理の取扱いを行う規定がない。

このため場合によっては個人所有のものと区別がつかないようなことや、また紛失の原因にもなるこ とが考えられる。

ついては、適切な管理と紛失等の防止を図るためにも、所属機関名を記載したシールを貼り付ける等 の措置について検討するとともに、機関外への貸出しが行われる物品については、必要に応じて貸出簿 を整備することも併せて検討されたい。